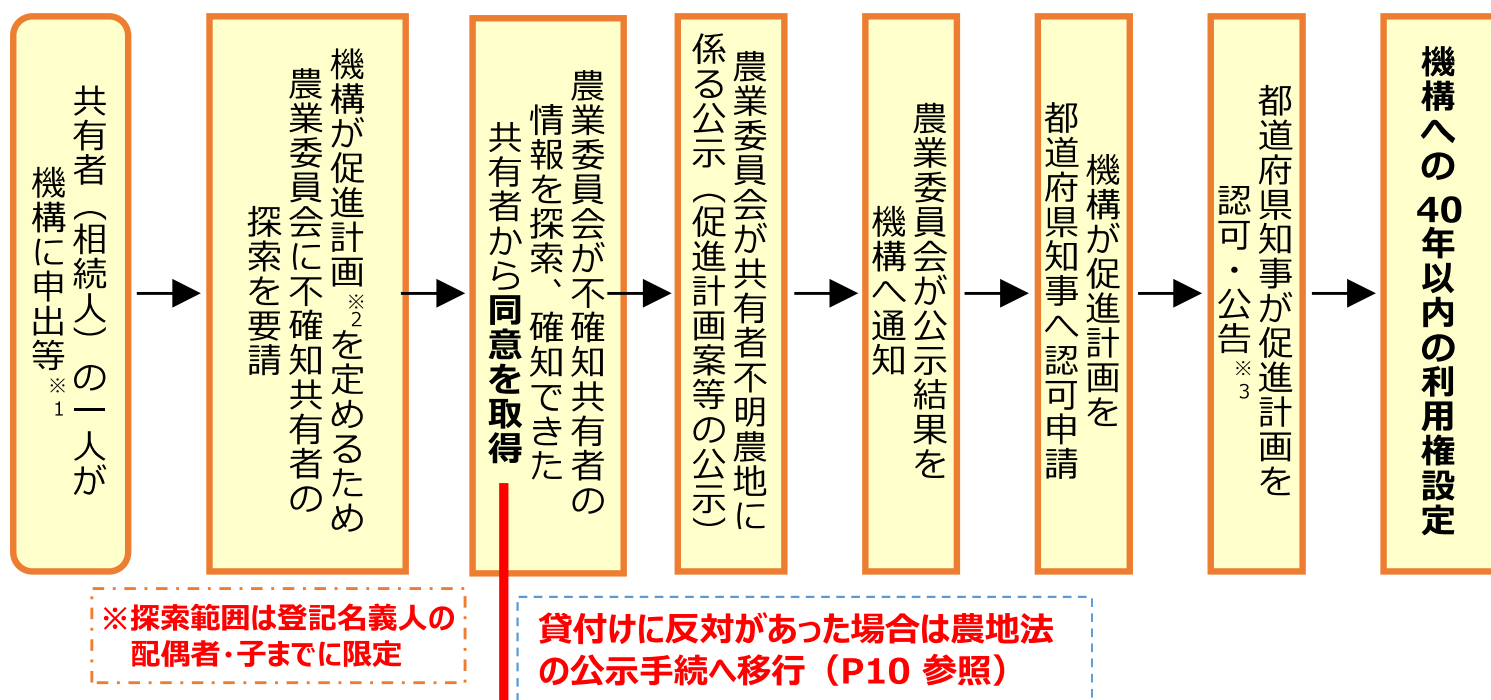
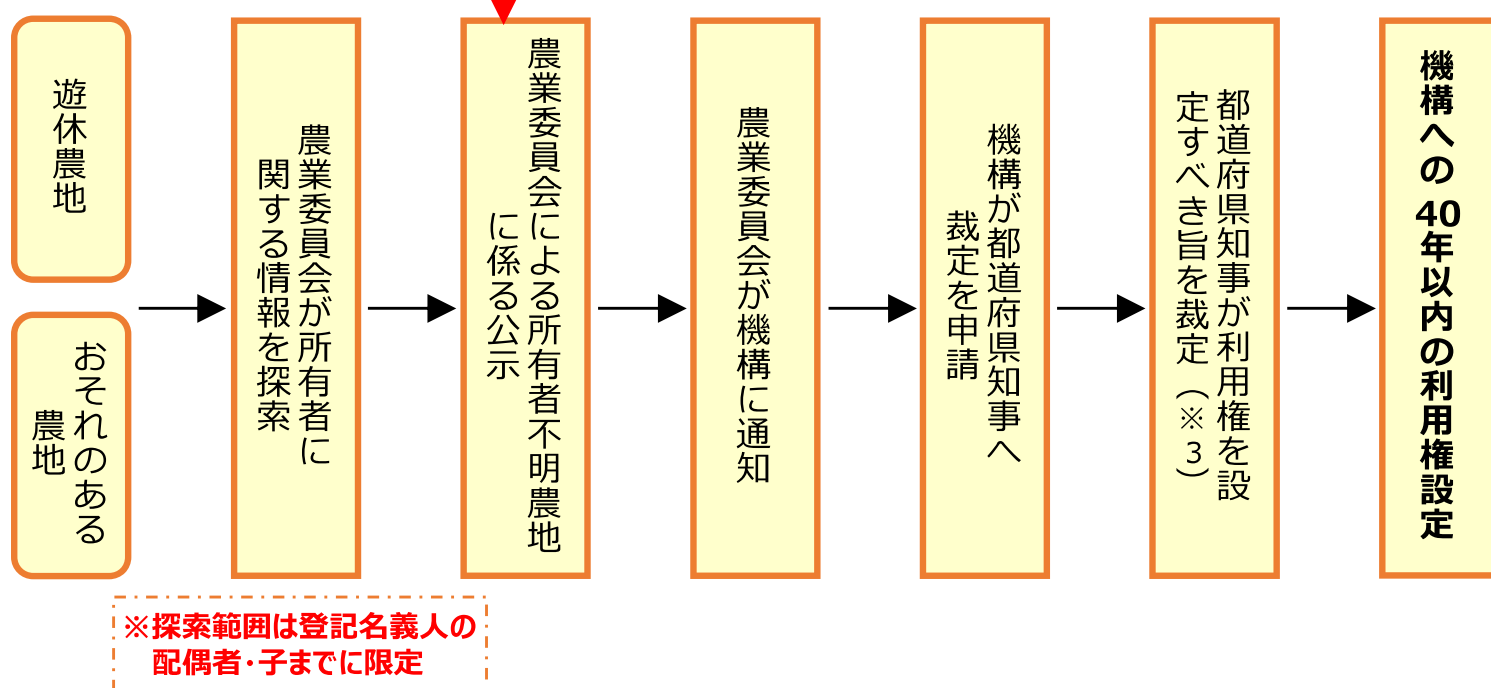


1. 所有者不明農地制度のフロー

- 共有者（相続人）が2分の1超は判明していないが、1人以上判明した場合の手続（機構法）



- 所有者が不明の場合、共有者（相続人）が1人も判明していない場合、共有者の中で貸付けに反対者がいる場合の手続（農地法）



※1 「申出等」には、担い手が機構への相談、相続人の1人が市町村・農業委員会への相談が含まれます。

※2 本資料では、「農用地利用集積等促進計画」を「促進計画」と記載します。

※3 市町村長に権限移譲している場合は、そのように読み替えます。